

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、唐子南部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	長谷部 高 治	埼玉県東松山市大字葛袋七百五十七番地